

公示用

設 計 書

工事名称 保養センター駒岡受変電設備改修工事

工事内容説明書

1. 工事名称 保養センター駒岡受変電設備改修工事

2. 施工場所 札幌市南区真駒内600

3. 請負工事費

内訳 工事価格

消費税等相当額

4. 工期 契約に示す着手の日から 令和7年12月19日 まで

5. 工事内容
- 1 屋外受変電設備の改修を行う。
(高圧気中負荷開閉器PAS、高圧引込ケーブル)
 - 2 屋内受変電設備の改修を行う。
(キュービクル)
 - 3 接地設備(ボアリングステップ工法)の改修を行う。
(キュービクル用A種・B種)

共通費の算定に用いる工期 T=6.0月

※本工事は、発注業務平準化を考慮し早期発注しているため、

共通費算出に用いる工期Tは余裕期間を除き算定している。

(機器や労働者確保等の準備に要する現場着手までの

期間については、現場代理人の常駐を要しない。)

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		契約保証費含む
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

保養センター駒岡		受変電設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
6kV EM-CET(EE) ケーブル	60mm2 ビット・天井		m			
6kV EM-CET(EE) ケーブル	60mm2 FEP内(PF・CD)		m			
6kV EM-CET(EE) ケーブル	60mm2 管内		m			
EM-CEEケーブル	5.5mm2- 7C ビット・天井		m			
EM-CEEケーブル	5.5mm2- 7C FEP内(PF・CD)		m			
EM-CEEケーブル	5.5mm2- 7C 管内		m			
EM-CEE-Sケーブル	5.5mm2- 3C ビット・天井		m			
EM-CEE-Sケーブル	5.5mm2- 3C FEP内(PF・CD)		m			
EM-CEE-Sケーブル	5.5mm2- 3C 管内		m			
波付硬質合成 樹脂管(FEP)	(50)		m			
波付硬質合成 樹脂管(FEP)	(80)		m			
消火・配管用 炭素鋼鋼管(白)	ねじ接合 屋外架空・暗渠 80A		m			
消火・配管用 炭素鋼鋼管(白)	ねじ接合 屋外架空・暗渠 125A		m			
異種管接続材	FEP50用		個			
異種管接続材	FEP80用		個			
端末処理 6kV EM-CET	60mm2 屋内		か所			
端末処理 6kV EM-CET	60mm2 屋外耐塩		か所			
自在ハット IBT	206 100φ～180φ以内		個			
自在ハット IBT	212 370φ以内		個			
高圧ピン碍子 (材料費)	普通形		個			

保養センター駒岡		受変電設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
高圧気中負荷開閉器 (PAS)	7.2KV、200A、8.0KA、LA内蔵・重耐塩 方向性地絡過電流ロカ形 SUS製、モールドコン口出し線 エロンロープ 9m 2本、ロープガイド含む SOG制御装置埋込型		台			
SOG中継端子箱	ハットルタタリ 200 SUS製・端子付		台			
リフト車 (12～13m)			時間			
屋内キュービクル	予備盤 (旧受電切替盤) ブランクパネル取付 0.5m×0.6m 3枚 錆止め		面			
屋内キュービクル	高圧受電盤 (前後分割)		面			
屋内キュービクル	非常電灯動力盤 (前後分割)		面			
屋内キュービクル	一般動力盤 (前後分割)		面			
屋内キュービクル	一般電灯盤 (前後分割)		面			
屋内キュービクル	現地盤間復元作業費 組立費含む	1	式			
予備品	予備品収納箱、LBS用予備ヒューズ 、V T用予備ヒューズ、ゴム手袋、 ゴム長靴、高圧検電器、ジスコン棒	1	式			
変圧器 (屋内) (50Hz用) JIS C 4304-2013	油入 単相 6kV-210/105V 100kVA		台			
変圧器 (屋内) (50Hz用) JIS C 4304-2013	油入 三相 6kV-210V 300kVA		台			
スコット変圧器	210V/210-105V 20KVA		台			
変圧器用防振ゴム	耐震スタッパー付 (300～500KVA)		組			
変圧器用防振ゴム	耐震スタッパー付 (200KVA以下)		組			
絶縁ゴムマット	1,000x 700x10t		個			
絶縁ゴムマット	1,000x5,100x10t		個			
絶縁ゴムマット	1,000x5,000x10t		個			
ケーブル埋設シート	300mm 2倍長さポリエチレンクロス		m			

札幌市住宅管理公社

札幌市住宅管理公社

特 記 仕 様 書

I. 工事概要

- | | | | |
|-----------|----------------------------------|---|-------------|
| 1. 工事名称 | 保養センター駒岡受変電設備改修工事 | | |
| 2. 工事場所 | 札幌市 南区 真駒内600 | | |
| 3. しゅん工期限 | 契約書に示す着手の日から 令和 7 年 12 月 19 日 まで | | |
| 4. 部分引渡し | 部分引渡し時期 | : | 令和 年 月 日 まで |
| | 引渡しの範囲 | : | |
| 5. 工事内容 | | | |

建 物 概 要		工 事 概 要	
用 途	保養センター	項 目	内 容
構 造	R C造	受変電設備	屋内キュービクル更新
規 模	地上3階建	構内配線 経路設備	高圧気中負荷開閉器(PAS)、高圧ケーブル更新
		接地工事	EA(10Ω以下)ホーリングシヤブ工法 深度39.9m EB(23Ω以下)ホーリングシヤブ工法 深度26.9m

Ⅱ. 工事仕様

1. 本工事は、公共事業に準じるものとする。
2. 図面及び本仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和４年版、（建築工事編）令和４年版、（機械設備工事編）令和４年版、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和４年版、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和４年版、（建築工事編）令和４年版、（機械設備工事編）令和４年版によるほか、一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款により、工事を履行するものとする。
3. 該当項目
（１）特記事項は●印のついたものを適用する。

Ⅲ. 特記仕様

項目	特記事項
1. 適用法規等	建設業法および同施行令等ならびに関係法令を遵守し、工事の適正な施工を図るものとする。
2. 特許権等	一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款第8条に基づく特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等。 ・特許権等の種類および内容（ ）
3. 工事提出書類	工事契約締結後すみやかに監督員に工事着手届、工事工程表、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書（各2部）、使用資材届（各2部）等を別紙「様式集」により、提出するものとする。
4. 機材及び材料	設計図書の様式により選択し、監督員に使用資材届、承諾図、品質性能等の資料を提出し承諾を得ること。「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価簿」（（社）公共建築協会編集）の活用により評価を受けた材料を使用する場合は評価書の添付により品質性能等の資料の提出を省略することができる。
5. 道産品の使用	本工事に使用する使用資材のうち、道内で産出、生産または製造される資材等で規格・品質が適正である場合は、これを優先的に使用するよう努めるものとする。
6. 工事用動力等	本工事に必要な仮設、照明、工事用動力、用水、試運転調整および関係官庁への手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。
7. 工事標識	● 要 ○ 不要（仕様は、特記仕様書2 工事標識による）
8. 火災保険等	工事の内容等により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付て、その写しを監督員に提出すること。（保険期間：保険の目的が工事現場に入される日～しゅん功期限＋14日以上）
9. 法定外の労災保険の付保	（1）受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対応する補償に必要な金を担保するため、法定外の労災保険を付すこと。 （2）前項で定める保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員に提出すること。
10. 実施工程表・施工計画書等	着工に先立ち実施工程表、施工計画書等を提出すること。
11. 工事月報	工事工程月報を作成し、監督員に提出すること。
12. 現場管理	現場代理人を責任者とし、関係法令に従って事故の防止に努めるとともに公害、災害の発生恐れがある場合には、監督員と協議し適切な処置をとること。
13. 安全衛生管理	労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく特定元方事業者としての指名をする場合がある。また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保のため適切に行うこと。
14. 監督員の立会い	隠蔽、埋設工事、スリーブ入れ、主要機器の搬入・据付および試運転調整時には、監督員の立会いの上に行うものとする。
15. 主任（監理）技術者資格	建設業法による主任（監理）技術者の資格を有するもの。及び、監理技術者は国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。
16. 電気保安技術者	○ 第1種又は第2種電気工事士（一般用電気工作物） ● 電気主任技術者又は同等の知識及び経験を有するもの（事業用（自家用）電気工作物）
17. 臨時検査	発注者の工事施工途中における検査の実施 ・ 臨時技術検査 発注者が必要と認めた場合に行う ○ 中間技術検査 工事施工途中に行う技術検査 実施回数は原則年度に1回とする
18. 工事しゅん功時提出書類	次に掲げる書類及び完成図書を提出すること。 （1）工事しゅん功届（2部）・・・しゅん功日と同日 （2）諸官庁検査・許可書等・マニフェスト（A・E票） （3）工事写真、完成写真（元データも含む） （4）しゅん功図 ●原図、製本（●A4判2部、○A2判1部） ●CADデータ ○施工図（製本1部） （5）打合せ記録簿、各種測定表、保証書、社内検査書等（監督員の指示による） なお、受注者は著作物等（工事写真・完成写真等）の利用を発注者に許諾するものとする。

19. 公営住宅の

- ## 20. 引渡し

21. 疑義
22. 施工体
台帳等

- ### 23. 建設副産物 対策

24. グリー
購入

25. 建設機械の選定

26. 発生材の
-
- 処理・処分

- (1) 現場での施工開始前に、対象住居地区の集会所へ施工開始の連絡をすること。
 - (2) 工事施工の通知書を住様の各共用階段至1階に掲示し、必要に応じ各戸に配布すること。
 - (3) 各住戸内の工事が完了した時は、入居者よりサイン又は確認印を受けること。
(空住世は、管理人の確認印とする)
 - (4) 住宅内の工事は必ず入居者立会いのもとで行い、作業工程の調整は、入居者と充分に行い遺漏の無いよう行うこと。
 - (5) 入居での工事となるため、住民とのトラブルや安全対策には十分留意すること。
 - (6) 玄関前アプローチへの工事車両乗り入れは厳禁とする。
 - (7) 作業場内での資材等は、常に整理整頓し事故の防止に努める。
- 現場作業には主要機器等の取扱説明書、付属品、カギ等については、目録を付して建物管理者等に引き渡すものとする。使用取扱方法については取扱者に直接説明を行うこと。設計図書に明記のない場合、または疑いが生じた場合は監督員と協議する。
- (1) 施工体制台帳 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、受注者は「建設契約を締結する場合には下請企業からわらう施工体制台帳を作成し工事現場に備える」とともに、作成後速やかに施工体制台帳の写しを監督員に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、その都度、提出するものとする。その際、資格要件にない免許・資格証等の不必要な個人情報類は添付しないこと。
- なお、施工体制台帳の作成範囲・構成は、「施工体制台帳作成のポイント（札幌市財政局工事監理室）」による。
- (2) 施工体系図 受注者は、施工体制台帳をもとに施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。
 - (3) 現場の管理 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任して現場の名）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入っためしを備用させるものとする。
 - (1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象となった場合には次の項目にあげた事項について措置を講ずること。
 - ①「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。
 - ②工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督員に説明の上提出するとともに、特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、実施書によりその実施状況を報告すること。
 - (2) 本法律の対象となつた場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。
 - (2) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」を厳守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。
 - (3) 受注者は、工事着手時に別途指示する再生資源利用計画書（建設資材を搬入する場合）及び再生資源利用促進計画書（建設副産物を搬入する場合）を作成し、監督員に提出するとともに、工事完了時には、実施書によりその実施状況を報告すること。

「札幌市グリーン購入ガイドライン」を参照し、環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努めること。資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の環境負荷低減に配慮されたものを使用するよう努めること。

- (1) 建設機械 工事に使用する建設機械は以下による。
- 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(改正 平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)に基づき、指定された機械を使用する。
- 本条において、以下に示す建設機械を使用する場合は、国土交通省「排出ガストライバル建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガストライバル建設機械及び平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする。ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種類で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。
- その旨を施工計画書に記載し監督官の承認を受けるとともに、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督官に提出するものとする。なお、これによりたい場合は、監督官と協議するものとする。

対 象 機 種	型 式	規 格
バックホウ	油圧式クローラ型	ディーゼルエンジン
ブルドーザ	普通、渾地、リッパ装置付	(エンジン出力7.5KW以上
トラクタショベル	ホイール型	260KW以上)を搭載した
発動発電機	可搬式、溶接兼用機を含む	建設機械に限る。
空圧圧縮機	可搬式	ただし、道路運送車両法の排
油圧式圧入引抜機		出ガス規制を受けている建設
ローラ	0・D・0・ラ、タイヤ0・ラ、振動0・ラ	機械は除く。
ホイールクレーン	ラフテラッククレーン	

1. 発生材処理・処分に係る関係法令の遵守
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守する。
2. 発生材の分別 排出時に現場で搬入するリサイクル施設・処理施設に合わせて分別することを原則とする。
3. 産業廃棄物運搬・処分 排出事業者（元請人）は、収集運搬業者・処分業者にそれぞれ委託し、書面に於て契約を行うことを原則とする。
- 又、運搬・処分にあたってはマニフェストにより明確にすることを原則とする。ただし、アスベスト含有製品物の処理については、別項目「アスベスト含有製品の処理等」による。
4. 発生材の処理
本工事で発生する建設副産物の処理方法は下記のとおりとする。また、処理施設については、原則として札幌市内の処理施設とし受入条件等を確認の上、事前に監督官と協議すること。なお、搬出先等の指定なきものは『産業廃棄物処理業者名簿』を参照し、適切に処理、処分すること。
- (URL: www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanhai_meibo/sanhai_meibo.html)

- [illegible]

- | | |
|-------------------|--|
| 27. | 備え付けること。（同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2） |
| アスベスト含有製品
の処理等 | アスベストの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令と併せて「札幌市特定粉じん排出等作業における飛散防止対策マニュアル（事業者向け）」に定め、必要な措置をすること。 |

- (URL:www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbestos/syorji.html)
1. 事前調査等
- (1) 施工計画書の作成にあたっては、「アスベスト調査票」並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所におけるアスベスト及びその他有害物質の有無を確認すること。
- (2) アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらして行い、新たにアスベスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督員と施工方法等について協議すること。
- (3) 電気機器にもアスベストが含有している恐れがあるため、調査を行うこと。
- (4) 事前調査が完了した際は、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、以下のとおり各種報告等を行うこと。
- ① 監督職員に事前調査の結果等を書面で交付し、説明すること。
- ② 労働基準監督署及び札幌市（環境局）に事前調査の結果等について報告を行うこと。
- ③ 事前調査の結果等については、公衆に見やすいように掲示すること。

2. アスベスト含有製品の処理等
- (1) アスベスト含有製品の仕様
- | | |
|--------------------------|--------|
| ○機器類（機器：　　　　　　） | |
| ○耐火二層管　　○フラツヅルツヤ　　○ガクツツヤ | |
| ○外壁塗装下地調整剤　　○内壁塗装下地調整剤 | |
| ○石綿セメント板 | 厚さ　mm |
| ○化粧石綿セメント板 | 厚さ　mm |
| ○吸音穴あき石綿セメント板 | 厚さ　mm |
| ○石綿セメントサイディング | 厚さ　mm |
| ○石綿セメント珪酸カルシウム | 厚さ　mm |
| ○化粧石綿セメント珪酸カルシウム | 厚さ　mm |
| ○押出成形セメント板 | 厚さ　mm |
| ○ビニル床タイル | 厚さ　mm |
| ○その他（　　　　　　　　　） | 厚さ　mm） |
- 処理を行う範囲は、図示による。
- (2) 施工調査
- アスベスト含有製品の撤去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督員に提出する。
- ① アスベスト含有製品使用部位の確認
 - ② アスベスト含有製品の種類、厚さ等の確認
 - ③ アスベスト含有製品使用数量の確認
 - ④ 施工範囲等の確認
- なお、含有製品の使用部位、種別または使用範囲等に変更が生じた場合は、監督員と協議のこと。
- (3) 作業管理者
- 「石綿作業主任者」又は平成18年3月以前の「特定化学物質等作業主任者」等の資格を有する作業管理者を選任し管理させること。

- ① 作業標準
アスベスト含有製品処理作業の標準
- ② アスベスト含有製品の撤去
- (ア) アスベスト含有製品の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行う。
- (イ) 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散する恐れがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。
- (ウ) アスベスト含有製品の撤去は、可能な限り破損又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト含有製品を撤去する場合は、出来る限り原形のまま撤去する。
- (エ) 撤去作業は、散水その他の方法により、アスベスト含有製品を常に湿潤な状態として作業を行う。
- (オ) 撤去作業者には、防じんマスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。
- (カ) 撤去作業後、アスベスト含有製品の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。
- ③ アスベスト含有製品の集積、運搬等
- (ア) 撤去したアスベスト含有製品の集積及び積み込みにあたっては、高所より投下しないことと他、粉じんの飛散防止に努める。
- (イ) 細かく破砕されたアスベスト含有製品は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
- (ウ) 撤去したアスベスト含有製品を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト含有製品と保管場所であることの表示を行う。
- (エ) アスベスト含有製品の運搬にあたっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
- (オ) アスベスト含有製品の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。
- ④ アスベスト含有製品の処分等
- (ア) アスベスト含有製品は、「3. 発生材の処理」で示す処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト含有製品であることを明示する。
- (イ) 撤去されたアスベスト含有製品の処分が完了した場合は、マニフェストを監督員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。
3. 発生材の処理
- 本工事で発生する建設副産物の処理方法、処分場所等への処理条件は下記のとおりとする。なお、変更が生じた場合は監督員と協議のこと。
- 処分施設への搬出（調査を監督員に提出する。）
- 飛散性アスベスト
搬出先（参考）・山口処理場（手稲区手稲山口364）
- 非飛散性アスベスト成形板
搬出先（参考）・角山開発㈱（江別市角山425番地）
4. PCB含有機器の処理等
- (1) PCB含有の恐れがある機器については、機器の製造メーカーからPCB不含有証明書を入手するか、専門機関でPCBの分析試験を行い、PCB含有の有無を確認すること。
- (2) PCBの混入が認められない場合は、不含有証明書または分析試験成績書を添付の上、産業廃棄物処理業者により適正処理を行うこと。
なお、機器を処理する前には、必ず監督員及び、特別管理産業廃棄物管理責任者の両者に証明書並びに成績書の確認を受けた上で処理を行うこと。
- (3) PCBの混入が認められた場合は、「特別管理産業廃棄物」となるため、処理を中止し、監督員と協議の上、必要な措置を講ずること。
- 揮発性有機化合物含有を有しているおそれのある材料については安全データシート等により確認を行い、極力揮発性有機化合物が少ない材料、または含有していない材料の使用に努めること。
- 使用する材料はF☆☆☆☆等の規制対象外材料を基本とし、該当する材料がない場合は、F☆☆☆☆等は同等品とすること。
- また、施工時・完了後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散を促進するため、繰り返し換気を行わなければならない。
- 対象工事
測定対象工事の受注者は、検査機関（計量法第122条に定める計量士を配置し、計量法第107条に定める計量師証明事業登録を行っている機関等）に依頼し揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、基準値以下であることを確認の上、測定結果の報告書等を監督員に提出しなければならない。
- (1) 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
- (2) 測定方法
札幌市公共建築物シックハウス対策指針及び同解説を参照し、拡散法（パッシブ法）より測定する。
- (3) 測定時期及び箇所（測定位置等は監督員と協議のこと）
○施工前 箇所 ○施工後 箇所

30. その他

1. 特記仕様書1の一般事項の内、監督員が不要と指示したものは省略できる。

2. 計量単位は国際単位系（SI単位）とする。

3. 工事の施工にあたって、札幌市の「環境方針」「札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン」の意図を理解し、環境に配慮した施工に努めること。

4. 当該工事における適用法令等を遵守し、必要となる法令等を特定した上で、その一覽（適用法令・要領・要綱・指針・基準・届出時期等）を作成し施工計画書に明示すること。また、監督員に法令等の遵守状況を月報等で報告し、しゅん功時には届出書(写)を提出すること。

5. 当該工事における苦情への対応及び報告書について、施工計画書に明示すること。また、監督員にその都度報告し指示を受けること。しゅん功時には報告書(写)を提出すること。

6. 交通安全管理
工事車両の工事現場内への搬入に当たって、実状に応じて交通安全管理員を適時配置し交通安全管理を行うこと。なお、北海道公安委員会が認定する路線における工事現場には、1級又は2級検定合格警備員（交通誘導警備員）を配置する。

7. 酸欠等作業場所
第1種、第2種酸欠場所においては、法律等関係法令を遵守し安全に努めること。

8. 火気の使用場所においては、確実に消火の確認を行い安全に努めること。

9. 高所作業における墜落制止用器具の使用、落下、転倒事故防止に努めること。

10. 現場代理人は、作業員に対し胸章、名札等を着用させその身分を明確にしなければならない。

11. 作業員の服装、言動には十分留意すること。

12. 不法無線局及び違法無線局対策
受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局 例: 不法アマチュア局、外国製無線機（FRS/GMRS）など）及び無線局の違法な運用（免許または登録を受けていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例: アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

1. 工事写真
(1) 工事写真については、国土交通省大臣官庁官庁営繕部編営繕工事写真撮影要領（令和3年版）による。

(2) 撮影対象及び枚数
①工事写真は主として工事の不可視部分及びその施工の状況についてスケール等を含めて撮影し、撮影対象及び枚数については監督員の指示による。

(3) 撮影方法
①受注者は内容及び目的を理解している者を写真記録員に定め撮影及び記録を行う。

②撮影条件の明示は原則として写真の一部に工事名、撮影位置、撮影年月日及び撮影対象の設計寸法又は数量（略図で示してよい）を記入した小黒板を入れる。なお、監督員との協議により、小黒板情報電子化を行うことができる。

③寸法の明示として撮影対象には必要に応じ規準線（下げ振り、水系等で示す）を明示し、主要寸法が読み取れるような目盛り（スタフスケールテープ、リボンテープ等）を入れて撮影する。

(4) 写真の整理
①写真はL版（サービスサイズ程度）とし、A4版ファイルに整理する。

②デジタルカメラの使用について、カメラの記録画素数は、1280×960以上を基準とし、印刷等の出力については、プリンターはフルカラーで300dpi以上、用紙・インク等は、通常の使用のもとで5年間程度に顕著な劣化を生じないものを使用する。また、写真データ（JPEG形式）をCD-R等に記録したものを提出すること。

(5) 小黒板

31. 工事記録
写真撮影
要領

1. 工事写真については、国土交通省大臣官庁官庁営繕部編営繕工事写真撮影要領（令和3年版）による。

(2) 撮影対象及び枚数
①工事写真は主として工事の不可視部分及びその施工の状況についてスケール等を含めて撮影し、撮影対象及び枚数については監督員の指示による。

(3) 撮影方法
①受注者は内容及び目的を理解している者を写真記録員に定め撮影及び記録を行う。

②撮影条件の明示は原則として写真の一部に工事名、撮影位置、撮影年月日及び撮影対象の設計寸法又は数量（略図で示してよい）を記入した小黒板を入れる。なお、監督員との協議により、小黒板情報電子化を行うことができる。

③寸法の明示として撮影対象には必要に応じ規準線（下げ振り、水系等で示す）を明示し、主要寸法が読み取れるような目盛り（スタフスケールテープ、リボンテープ等）を入れて撮影する。

(4) 写真の整理
①写真はL版（サービスサイズ程度）とし、A4版ファイルに整理する。

②デジタルカメラの使用について、カメラの記録画素数は、1280×960以上を基準とし、印刷等の出力については、プリンターはフルカラーで300dpi以上、用紙・インク等は、通常の使用のもとで5年間程度に顕著な劣化を生じないものを使用する。また、写真データ（JPEG形式）をCD-R等に記録したものを提出すること。

(5) 小黒板

32. 工事標識

工事に先立ち監督員の指示により設置する。

800

120430550

120430550

寸法は参考とする

850

2020036

2020036

表面材
着色カラー鉄板白色 0.35mm厚さ
文字塗装は黒色フタル酸樹脂系エナメル

●受変電設備
引込設備

●本工事
●別途工事
●地中
●架空
引込ケーブル
●EM-CET
●EM-CEMAZV
●その他
ケーブル保護材料
●SGP
●FEP

施設場所の方式

●屋内式
●キュービクル式
●屋外式

主しゃ断装置

●CB型
OPF-CB型
OPF-S型

変圧器容量

1φ100kVA×1台
3φ300kVA×1台

合計容量
400kVA

○幹線設備
電線・ケーブル

動力幹線
OEM-CE
OEM-CET
OEM-IE
電灯幹線
OEM-CE
OEM-CET
OEM-IE

○ケーブルラック
W=

施工範囲

○配管
○配線
○機器取付

○動力設備
電気方式

3相3線式
200V 50Hz

施工範囲

別途制御盤、電動機、フロートスイッチへの配線及び接続までとする。

電線管

金属製可とう電線管とする。屋外、水気のある場所では、ビニル被覆金属製可とう電線管とする。

主要用途

○電灯設備
電気方式

幹線
単相3線式
200/100V 50Hz
分岐
電灯回路
単相2線式
100V 50Hz
コンセント回路
単相2線式
100V 50Hz

スイッチ

○大型配線器具（プレートは{○新金
○樹脂 製とする}）
取付高さ 一般1.3m

コンセント

○大型配線器具（プレートは{○新金
○樹脂 製とする}）
取付高さ 一般○○.3m
○○.5m

吊ボルト

吊ボルトは9mm以上とし、スラブその他の構造物より支持を出すこと。支持点数は標準図第2編「電力設備工事」（電力2）による背面形式における器具取付穴ボルト数とする。

照明制御方式

○フル2線方式
○ワンショット方式
○片切りスイッチ

接地

照明器具の接地は公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編 2.13.7によるものとし、ケーブル配線の場合EM-IE1.6mm以上にて接地を取ること。

照明器具

公共施設用照明器具とする。

○暖房器具
暖房方式

○電気暖房
○ガス暖房
○蓄熱暖房
○灯油暖房

電気方式

相線式
V 50Hz

監視方式

○集中監視盤
○グラフィックパネル
○タイマー
○コントローラー
○サーモスタット
○温度調節器（白金測温拵抗体）

現場制御盤

○サイリスタ方式
○マグネット方式
○無

暖房機

○温風ヒータ
○ベースボードヒータ
○蓄熱暖房器
○別途
○パネルヒータ
○ヒーティングケーブル（床暖房）

施工範囲

○配管
○配線
○機器取付

○自動火災報知設備
受信機

P型 級 回線（○単独盤
○複合盤）

連動制御盤

回線（○単独盤
○複合盤）

発信機

P型 級（○単独盤
○複合盤）

地区ベル

○電鈴 150φ（○埋込型
○露出型）
○無

機器取付方法

○総合盤
○消火栓箱組込（別途）
○単独設備

感知器

確認ランプ付

施工範囲

○配管
○配線
○機器取付

立会検査

○有
○無

○拡声設備
アンプ

W（○調整卓型
○卓上型）

非常放送用アンプ

W 局

施工範囲

○配管
○配線
○機器取付

○テレビ共聴設備
アンテナの材質

○ステンレス
○アルミ
UHF 素子

直列ユニット

○埋込型（○1端子
○2端子）

同軸ケーブル

低損失型

施工範囲

○配管
○配線
○機器取付

○構内交換設備
施工範囲

○配管
○配線
○機器取付
従事者に工事担任者（OAⅠ1種
OAⅠ2種
OAⅠ3種
ODD1種
ODD2種
ODD3種）の資格が必要な施工
○主装置
○電子ボタン電話機

電線ケーブル

1. 端子盤～電話機
2. 配線盤～端子盤

○インターホン設備
施工範囲

○配管
○配線
○機器取付

電線ケーブル

機器種別及び機能

○電気時計設備
施工範囲

○配管
○配線
○機器取付

機器

○親時計
○子時計

電線ケーブル

○情報設備
施工範囲

○配管
○配線
○機器取付
従事者に工事担任者（ODD1種
ODD2種
ODD3種）の資格が必要な施工

○ロードヒーティング設備
変圧器容量

1φkVA×台
3φkVA×台
合計容量
kVA

電気方式

相線式
V 50Hz
総電力
kW

設計発熱量

W/m²

ヒーティングケーブル

ピッチ（mm）
幅（m）
○汎用
○耐圧用
○歩道橋用

制御

○遠隔制御
○多要素（
○温度調節器（白金測温拵抗体）

契約電力

○融雪電力
○第2融雪電力
○その他（
○無

代表監視

○有
○無

その他

○屋外照明設備
電気方式

相線式
V 50Hz

引込方式

○架空単独
○架空連接
○地中単独
○地中連接

ボール

○段付丸ボール
○デザイン灯型

灯具

○公園灯用
○公住用
○デザイン灯型

ランプ

灯
W

点滅方式

○自動点滅器
○タイマー

その他

ボール地際部には防食処置を施すこと。

工事区分

項	目	建築	電気	機械	備考
躯体の設備配管用スリーブ及びボックス入れ		○	○	○	
同上スリーブ補強		○	○	○	
天井壁取付け設備機器用穴あけ及び補強		○	○	○	すみ出しは設備
設備用天井・床下点検口		○	○	○	位置は協議、すみ出し・施工は建築
設備機器用穴あけ及びモルタル充填・断熱材補修		○	○	○	
設備用機器基礎		○	○	○	
換気扇等の取付け用枠		○	○	○	
設備機器取付け用下地補強		○	○	○	

施工条件
(改修工事の場合)

改修工事における建物内（外構、屋外工事は除く）の積算上の施工区分は以下による。
●全館無人改修
○執務並行改修

Ⅳ. 工事内容

1. 屋外受変電設備の改修を行う。
(高圧気中負荷開閉器PAS、高圧引込ケーブル)

2. 屋内受変電設備の改修を行う。
(キュービクル)

3. 接地設備(ボ-リンクスリッ工法)の改修を行う。
(キュービクル用A種・B種)

施工条件

1. 原則、工事は休業期間中に施工する。
休業期間：令和7年11月2日（日）から令和7年11月30日（日）

本入札工事は令和7年度の札幌市との契約成立を条件とする。

(一財)札幌市住宅管理公社

保全部

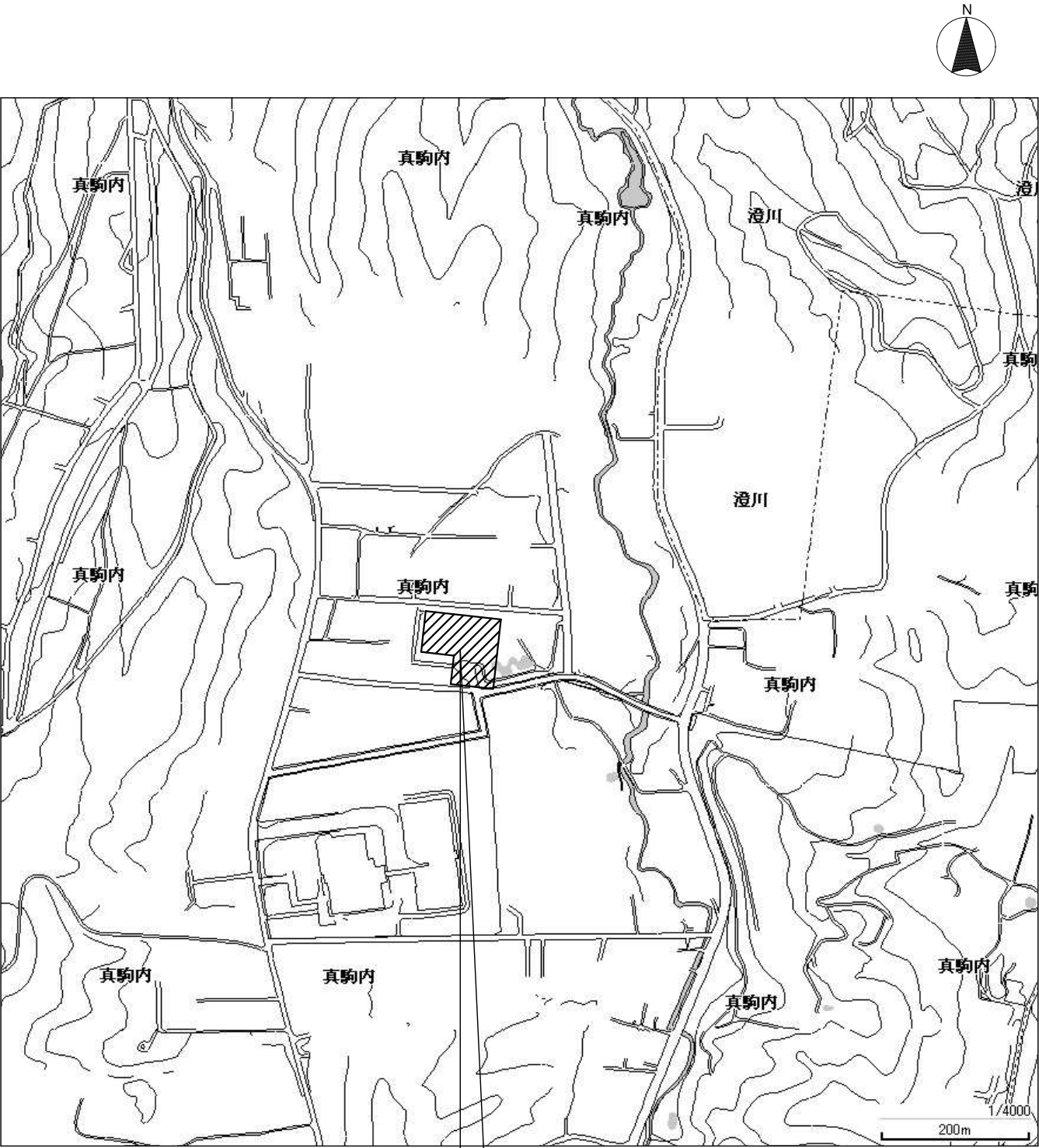
設備課 電気係

令和7年1月 日

工事名
保守センター駒岡受変電設備改修工事

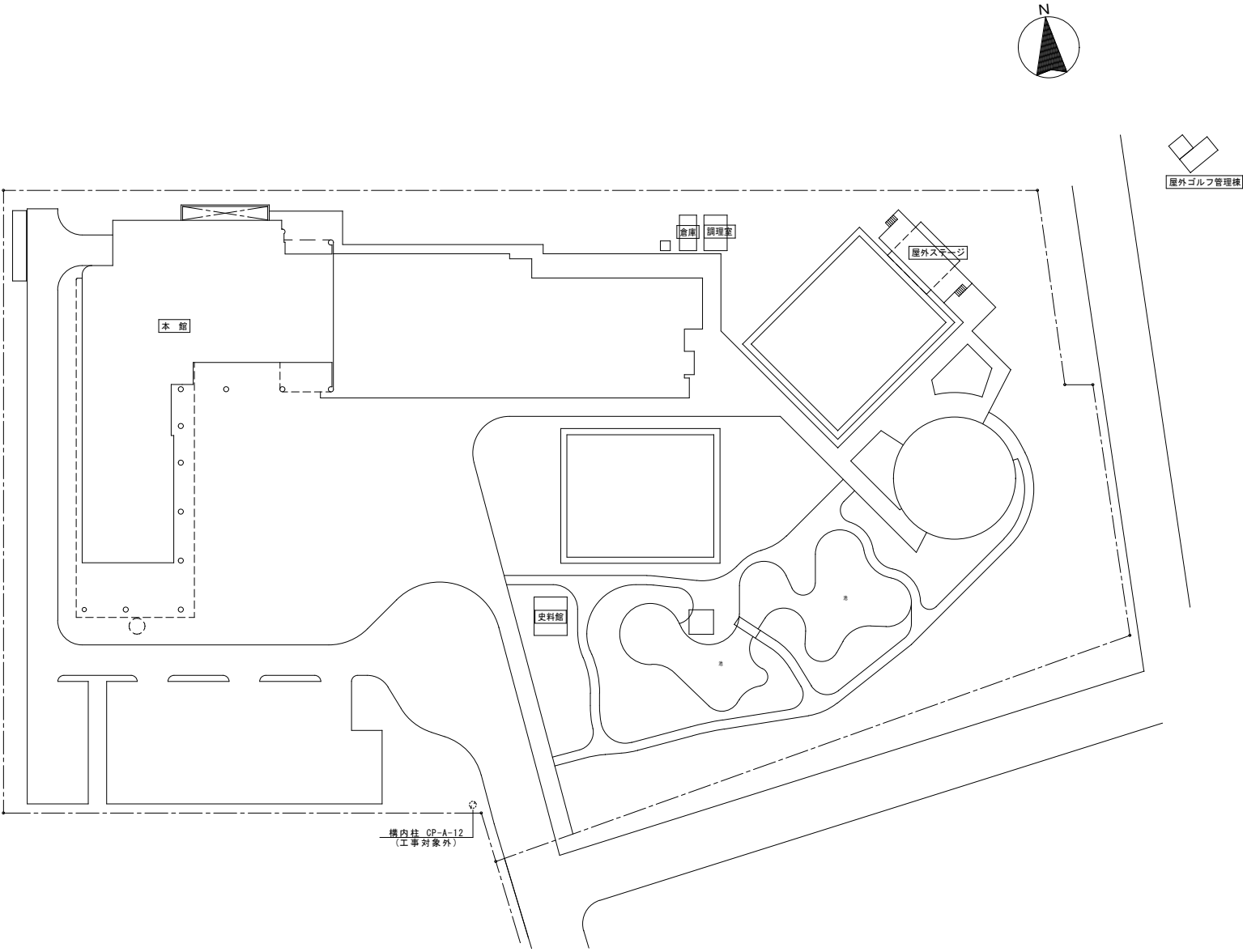
図面名
特記仕様書 2

図番
E
02



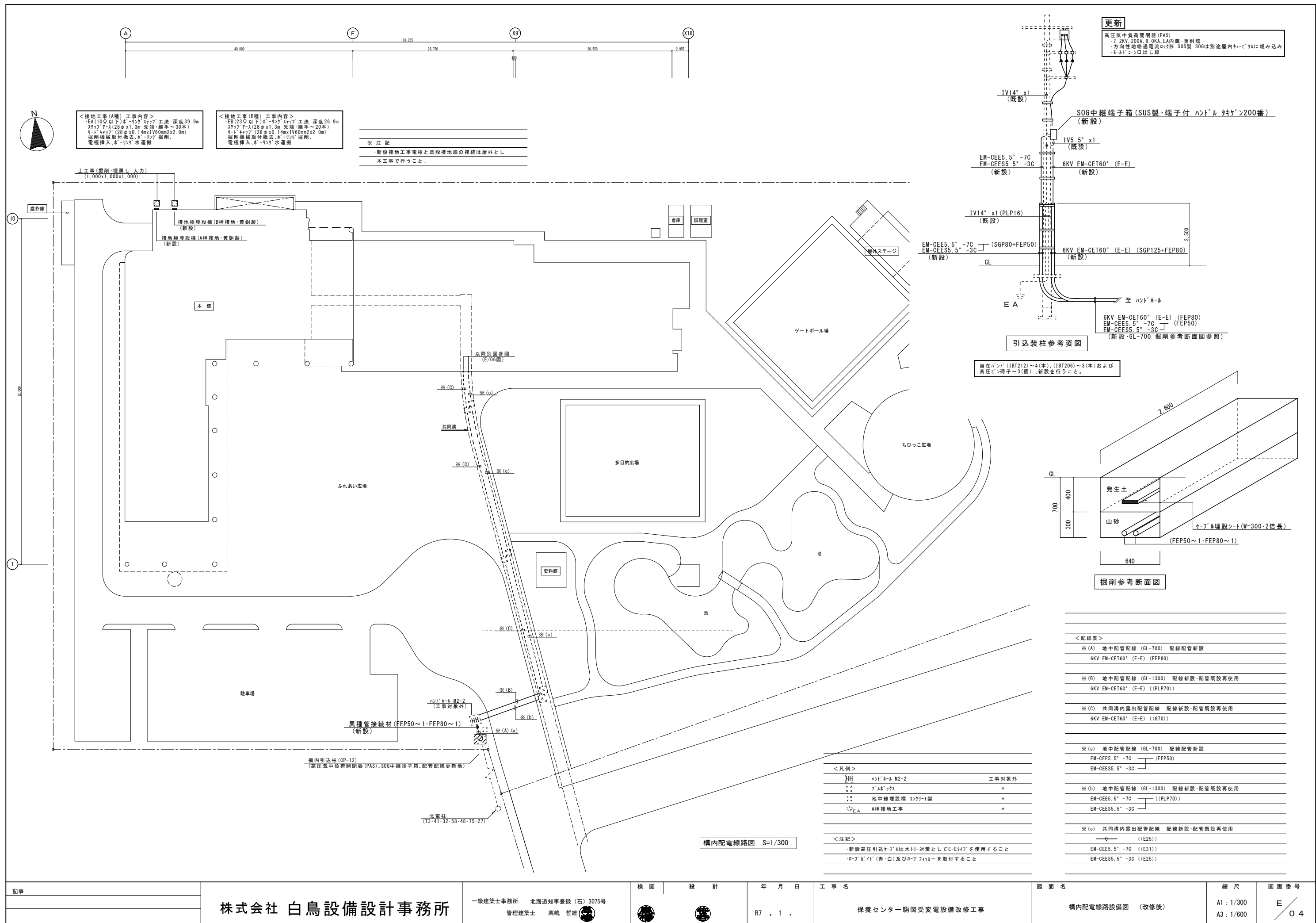
工事場所：札幌市南区真駒内600

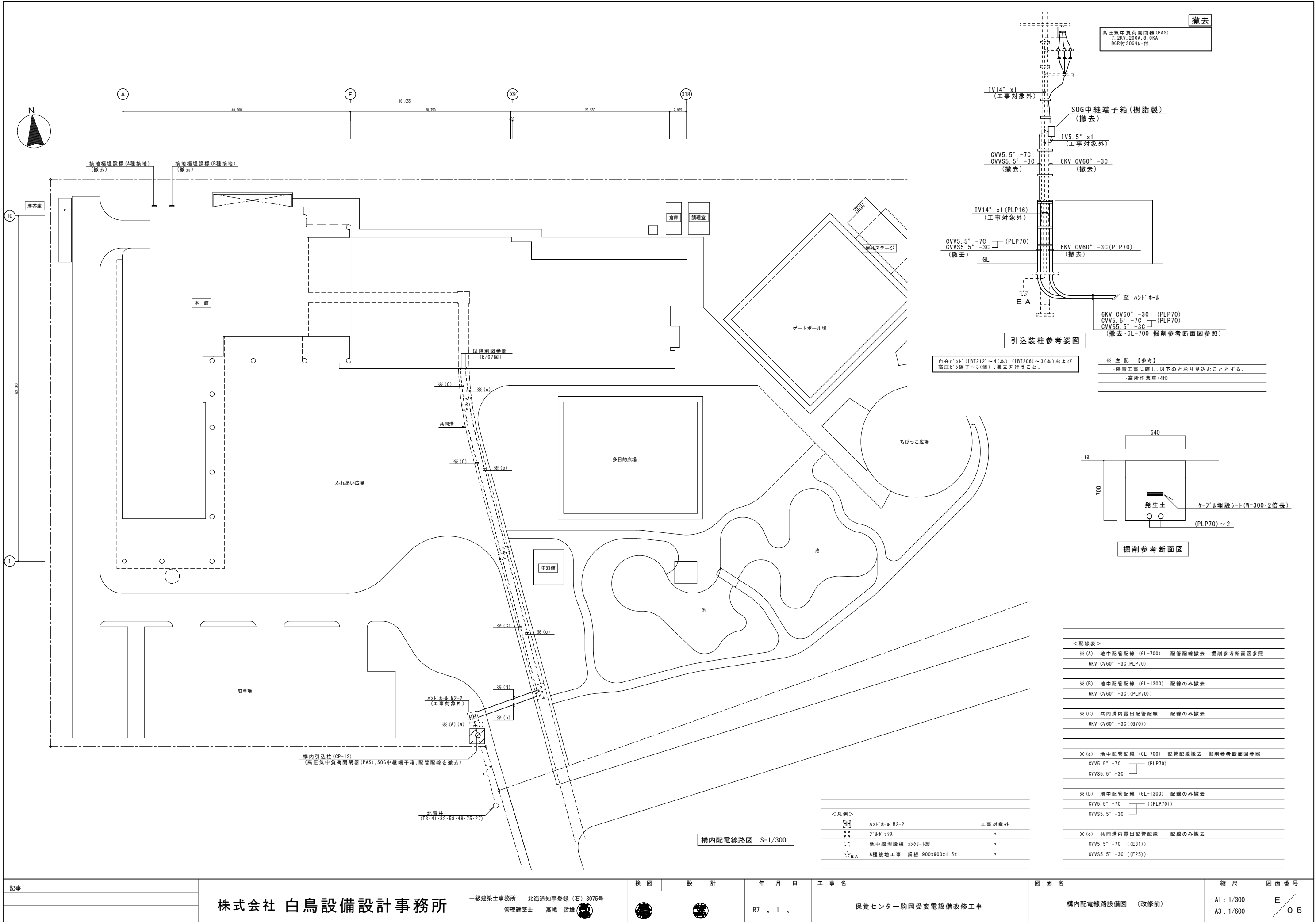
附近見取図 S=1/4000

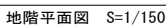
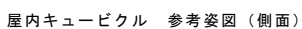
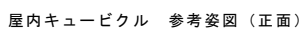


配置図 S=1/500

記事	株式会社 白鳥設備設計事務所	一級建築士事務所 北海道知事登録(石) 3075号 管理建築士 高嶋 哲雄	検 図	設 計	年 月 日 R7 . 1 .	工 事 名 保養センター駒岡受変電設備改修工事	図 面 名 附近見取図・配置図	縮 尺 A1 : 1/4000 : 1/500 A3 : 1/8000 : 1/1000	図 面 番 号 E / 03
----	----------------	--	-----	-----	-------------------	----------------------------	--------------------	--	-------------------



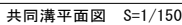


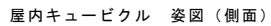
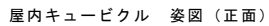


記号	壁 名 称	参考寸法(mm) (W×H×D)	参考重量(Kg)	備 考
㊶	予備壁 (旧受電切替壁)	9 0 0 × 2 4 0 0 × 1 3 0 0	5 0 0	ﾌﾞﾗﾝｸﾞﾈｯﾄ取付
㊷	高圧受電壁	8 0 0 × 2 4 0 0 × 2 0 0 0	5 5 0	新設
㊸	非常電灯動力壁	1 0 0 0 × 2 4 0 0 × 2 0 0 0	7 0 0	〃
㊹	一般動力壁	1 4 0 0 × 2 4 0 0 × 2 0 0 0	6 0 0	〃
㊺	一般電灯壁	9 0 0 × 2 4 0 0 × 2 0 0 0	5 0 0	〃

※予備壁（旧受電切替壁）については、既設メー等撤去後ブランクパネル（0.5m×0.6m）3枚にて穴を塞ぐものとする。

<凡例>		
電	電灯分電盤	工事対象外
分		
電	ア	#
盤	ルミックス	
<注記>		
図中、細線で点線のものは工事対象外とする。		





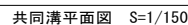
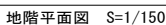
＜注記＞

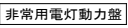
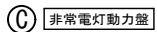
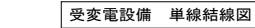
図中、欄線で点線のものは工事対象外とする。



※受電切替盤の内部撤去機器重量は150kg

屋内キュービクル搬出事項
※注記
※注1 25Tクレーン設置場所は、敷地内ドライエリア周辺駐車場に設置することとする。
※注2 機器の搬去搬出については、電気室で分解し、搬出を行うこととする。
※注3 機器の搬入据付については、分解したものを電気室に搬入し組み立てを行うこととする。
※注4 受電母盤については、内部の機器のみ搬去し盤は再利用とする。
※注5 受電母盤の内部機器及びメーター類の搬去に伴う表面開口は銅板（ラジシールド等）で塞ぎ施設運用に影響がないこととする。
※注6 搬出入の日数については平日日中作業6日間を想定

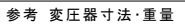
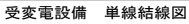




- ＜予備品一覧＞
1. 予備品収納箱 各 1
400 × 600 × 700 2段 75
 2. LBS用予備品ヒューズ 各 1
予備品収納箱に収納
 3. VT用予備品ヒューズ 各 2
予備品収納箱に収納
 4. ゴム手袋 ゴム靴 高圧検電器 各 1
耐圧用
 5. ジスコン棒 各 1
6kV 1m

参考 変圧器寸法・重量					
種別	容量 (KVA)	改 修 後			
		寸法 (mm) (X) × (Y) × (Z)	本体 (kg)	油量 (L)	総重量 (kg)
単相	100	615 × 560 × 1010	315	90	405
三相	300	985 × 615 × 1205	850	210	1060
スコット	20	510 × 360 × 510	150	—	150

D1	1 L-4	2.2 kW	MCB 2P 50A/30AT	FP Base-2C
D2	1 L-4	1.96 kW	MCB 2P 50A/30AT	FP Base-2C
D3	VCB兼指示灯	3 A	MCB 2P 50A/20AT	C.V. 5-pole-2C
D4	VCB操作電源	3 A	MCB 2P 50A/20AT	C.V. 5-pole-2C



種別	容量 (KVA)	改 修 前			
		寸法 (mm) (X) × (Y) × (Z)	本体 (kg)	油量 (L)	総重量 (kg)
単相	100	580 × 495 × 950	279	81	360
三相	300	1000 × 650 × 1135	795	205	1000
スコット	20	510 × 360 × 510	150	—	150

